

天野育英会会則

(名称)

第1条 この会は、天野育英会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、笠岡市教育委員会内に置く。

(目的)

第3条 この会は、笠岡市内に住所を有する世帯の生徒で、心身健全、学力優秀ながら、経済的な理由により高校及び大学への入学が困難な生徒に対して、入学支援金を支給し、もって将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(会計)

第4条 この会の事業遂行に要する費用は、天野育英会奨学基金の財産をもってこれに充てるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第5条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算については、毎事業年度開始前、理事長が編成し、理事会の議決を経るものとする。

(決算)

第6条 この会の収支決算については、毎事業年度終了後2か月以内に理事長が作成し、事業報告とともに監事の意見をつけて理事会の承認を受けるものとする。

(事業年度)

第7条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 常務理事 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名以内

2 理事長は笠岡市長とし、常務理事は、笠岡市教育委員会教育長をもって充てる。

3 理事及び監事は、次に掲げるもののうちから理事長が委嘱する。

- (1) 公益財団法人坂本音一育英会の評議員のうちから2名を選出した者
- (2) 藤井育英会の理事のうちから2名を選出した者
- (3) 遺族代表又は遺族代理者
- (4) 笠岡市行政関係職員

(5) その他、理事長が必要と認めた者

4 理事長は、この会の事務を総理し、この会を代表する。理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職を代理する。

5 常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務にあたる。

(議決)

第9条 理事は、理事会を組織し、この会の事務を議決し執行する。

(任期)

第10条 この会の役員の任期は、公益財団法人坂本音一育英会及び藤井育英会に準ずる。また、補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではその職を行う。

(理事会議)

第11条 理事会は、毎年2回理事長が招集するものとし、理事長が必要と認めたときは、その都度理事会を開くことができる。

2 会議の議長は、理事長とする。

3 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表した者は、出席とみなすことができる。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(改正)

第12条 この会の運営上、会則の改正をしようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、事務の運営上必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 この会則に基づく必要な手続きその他の準備行為は、この会則の施行前においても行うことができる。